

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決 算 特 別 委 員 会 環 境 厚 生 分 科 会	会 議 場 所 第1委員会室	
		担 当 職 員 山 末	
日 時	平成29年9月22日(金曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 3 時 12 分
出席委員	◎小川 ○富谷 酒井 平本 齊藤 小島 馬場		
理事者出席者	【健康福祉部】 栗林部長、辻村子育て支援担当部長 [地域福祉課] 佐々木課長、的場福祉総務係長 [高齢福祉課] 広瀬課長、山口高齢者係長 【市立病院】 玉井病院事業管理者、佐々木管理部長 [病院総務課] 松村課長 [医事課] 小笹課長 [経営企画室] 竹内室長		
事務局	鈴木議事調査係長、山末		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 0名	議員1名(菱田)

会 議 の 概 要

1 開会

2 事務局日程説明

3 付託議案審査

[理事者入室] 市立病院

(1) 第17号議案 平成28年度亀岡市病院事業会計決算認定

<病院事業管理者>

(あいさつ)

<管理部長>

(概要説明)

<病院総務課長>

(資料に基づき説明)

～10:47

[質疑]

<平本委員>

P14、看護師がさらに減っているのではないかと思うが、増減はどうか。

<病院事業管理者>

減り方としては少ないが、増える形でもない。ドクターの仕事を看護師が行い、看護師の仕事を看護助手が行うという対応をしつつ、トータルで減らしている状況である。

<平本委員>

業務上支障があるわけではなく、これが望ましい形であるということか。

<病院事業管理者>

ある程度クオリティを保てる範囲の中で切り詰めていくということになる。外来に関しては、看護師が減ってきている。救急対応には最低限2名、昼間で3名の看護師が必要であり、減らすと業務破綻してしまう。救急をするということが基本であり、厳しい中でも救急は続けていかなければならない。そのあたりのバランスの中での人員確保になっている。

<平本委員>

看護師の負担がかなりハードであり、人数が減っていくことが懸念されるので望ましい形になるように要望する。

<小島委員>

退職給付引当金について、医者が府もしくは他の病院から来られた時の負担割合はどうなっているのか。

<病院事業管理者>

公立病院から来られた場合は対象になるが、それよりも看護師が私立病院や南丹病院から来られてこちらで辞められるとマイナスが大きくなる。この制度がこちらに集中するとマイナスが増えると考える。

<小島委員>

今後改善できるのか、現状のままで進めざるを得ないのか。

<病院事業管理者>

我々の病院だけを特別扱いしてもらうわけにはいかないもので、状況に合わせて対応せざるを得ない。

<小島委員>

人件費がかさんでくる部分が大変だと思う。今後、一層努力いただきたい。

<齊藤委員>

地元で市立病院への苦情を聞いた。病院に行ったが治療をしてもらえず、京都中部総合医療センターに回されたという話を多く聞く。急性期や救急医療を担うということを使命としているにもかかわらず、そういう状況に陥るのはなぜか。

<病院事業管理者>

病床数が350床から500床ほどになるとICU当直、病棟当直、外来当直など、複数の医者がスタンバイ状態なので、ある程度対応できる。当院は当直対応できる医者が12名であり、後は非常勤なので、1週間全てで2名体制での対応ができていない状況である。最低限必要な入院患者のための当直を主体としている。積極的に救急を行っているところは複数名の医者がいる。症状を聞き、どこの領域なのかということが分かれば、初めから次のステップに対応できる病院を紹介した方が患者にとってよい状況をつくり出せる。入院されることが病院の経営改善にとってはプラスだが、救急対応の中には少しお腹が痛いとか、熱が出るという内容などもあり、なかなか入院につながらない。我々は患者を選ぶことはできないので、病院として果たさなければならない部分と患者のニーズとのギャップを含めてどのように救急を行うのかというところである。

<齊藤委員>

経営の視点で考えると、患者が救急で運ばれてきた時に、すぐ帰るような患者は診ず、重症で手術をすれば儲かるということであればこちらで診る、というような言い方に聞こえたのだがどうか。

<病院事業管理者>

ドクターはそういう感覚ではなく、患者にどのようにしてよい状況を提供するのか

ということを考えている。逆に言えば、軽い患者は違う領域であっても診ることができるので対応できている。

<齊藤委員>

医師を確保していただき感謝している。医師の確保に苦慮する理由は。

<病院事業管理者>

ボリュームが少ないということは、症例の難易度の低い患者しか来ないということになる。医療機器のレベルもそれほど高くない。その中でここを選ぶのかどうか。若い医師に興味を持ってもらえるのは、シビアな症例も含めてたくさんの症例が集まる病院になってくるので、結果的に大きな病院が勝ち残っていく。

<齊藤委員>

都道府県別に見ると、人口10万人当たりの医師数は京都府が一番多い。しかし、大きな病院でなければ医師が不足し、患者からも選ばれない。このままでは危機的状况なのではないかと思う。亀岡市立病院新改革プランを策定しているが、委託先の業者の実績はあるのか。

<病院事業管理者>

大手企業のうちの1つであり、企業としての信頼性は高い。しかし、これを策定するに当たり、黒字にするのは難しい中で、どのような選択をするのがベターなのかというポイントで策定している。5年後に市立病院がより発展し、病床も増やせるという形の中にこのプランがあるとは私も業者も考えていない。選択肢としてベストなものを選ぶ中でのコンサルテーションを受けたという現状である。オールマイティに病院を進めていくのは限界がある。かかりつけ医として診ていくというような形にある程度見切りを付けながら、特化した病院にすることにより、延命ではなく、少し明るい未来があると考えている。それには大学の協力がなければならない。特化することにより近隣の病院とバッティングすると、その病院はそれに対して否定的になるが、徐々に行っていきたい。

<齊藤委員>

売店や自動販売機の売り上げは。

<管理部長>

売店の売り上げは分からない。自動販売機については、病棟にテレビがあり、それも含めて一体で使用料をいただいている。多い時で月に20万円ほどいただいている。

<齊藤委員>

売店からは賃料をいただいているのか。

<管理部長>

以前はいただいていたが、売り上げが激減し、特例で入っていたという形が2年ほど続いている。開院時から亀岡の業者に入っていたが、来月からは違う業者に入っていくことになる。大きい病院であればコンビニ等が普通に入ってもらえるが、こちらでは逆にお金を出さなければ入っていただけないという状況である。どうにかしてこちらの支出がないように考えている。

<馬場委員>

P12、入院患者が前年度比で2739人増加した。監査委員の審査意見書では、「職員が一丸となって精力的に取り組んできた成果である」と評価されているが、取り組んだ内容は。

<病院事業管理者>

外来については、地域連携を充実させ、患者を送ってもらうということや、非常勤

の医師の充実を行ったことにより、対応の時間や待ち時間が長くなっていた部分がスムーズになったということがある。また、病床稼働率などの数字を医局に張り出したりすることにより見える化を行ったり、チャートをつくり意識づけを高くしていく、それにより、それぞれの部署が自分達の部署の位置付けを高めたいという意識が高まってきたのは事実である。その意識づけが対応に出てくると思う。

<馬場委員>

建設改良費について、使わなかった５８７１万５５３２円の理由は。

<病院事業管理者>

ナースコールの対応が遅れて患者に迷惑をかけたということがあり、システムの構築を新しくするために予算をいただいた。ソフトウェアやハードの面でまだ不十分などところがあり、先送りにしている状況である。必要であることには変わりない。

<馬場委員>

監査委員の審査意見書では、アクションプランの策定について記載されているが、それについての所見は。

<病院事業管理者>

もともとアクションプランはあったが、今回の改革プランの中身により一層合わせた形になるよう対応いただいている。

<平本委員>

P 1 4、職員数について、一般行政職が４人増えているが、増えた理由は。

<管理部長>

一般行政職としているが、看護助手を３人増やしている。資格を有していないため医療職に入らない。

<平本委員>

残りの１人についてはどうか。

<管理部長>

以前は管理部長が課長を兼務していたためである。

[理事者退室]

<休憩 １１：２３～１３：００>

[理事者入室] 健康福祉部

(２) 第６号議案 平成２８年度亀岡市一般会計決算認定（健康福祉部所管分）

<小川委員長>

第６号議案平成２８年度一般会計決算認定健康福祉部所管分について再度質疑を行う。

<酒井委員>

老人福祉施設経費の老人福祉センター管理経費について、光熱費をいただいているとのことだが、財源のところに書かれていない。どのような算定方法でいくら収入があるのか。

<高齢福祉課長>

施設全体の面積が６０１平方メートルであり、共有部分を差し引いた自治会等の占用面積が１５５平方メートルである。そこから割合を出すと自治会等の負担割合が

26%、亀岡市が74%となる。その負担割合を電気代、上下水道代、ガス代に適用している。

<酒井委員>

金額はどうか。

<高齢福祉課長>

年額で、電気代、ガス代、上下水道代を合わせた全体の経費が56万5718円であり、その26%の14万7086円を負担いただいている。

<酒井委員>

なぜ財源のところに記載されていないのか。

<高齢福祉課長>

事項別明細書P51、雑入、老人福祉センター収入のところに記載している。

<酒井委員>

自治会連合会、財産区、土地改良区からの目的外使用の申請はきちんとされているのか。

<健康福祉部長>

老人福祉センターは2つの条例を持っている。亀岡地区自治会館条例第1条で「地域コミュニティ活動の円滑な推進を図り、魅力と活力ある地域社会を形成するため、亀岡地区自治会館を設置する。」とある。この趣旨に基づいての使用と考えている。

<酒井委員>

第4条の使用許可は出しているのか。

<健康福祉部長>

文書による使用許可は出していない。

<酒井委員>

使用許可は文書によらなくてもよいのか。

<健康福祉部長>

使用許可を文書で出していないということである。

<酒井委員>

文書で出さなくてもよいものなのか。

<健康福祉部長>

通常は文書によるものとする。

<酒井委員>

自治会館を市が所有して、自治会に使わせること自体が適切なのかどうか疑問があるが、それについて所見は。

<健康福祉部長>

2つの条例に基づいた施設は初めてであり、さまざまな経過があり、このようになっていると思うが、考えは持ち合わせていない。

<酒井委員>

これが適切かどうかということについて、行政として見解を示していただきたい。所管外の部分も含まれていると思うが答弁願いたい。

<健康福祉部長>

さまざまな経過があるが、現在はこれが適切な状態であると考えている。

<酒井委員>

これは行政財産の無償貸付になるのではないか。

<健康福祉部長>

経過から説明させていただきたい。亀岡市老人福祉センター建設当時の経過を確認

したところ、昭和48年に亀岡地区の水利関係者等から多額の寄附をいただいた。これを受けて昭和49年度に亀岡市老人福祉センターの建設が行われ、昭和50年5月に竣工、同年7月に亀岡市立老人福祉センター条例を制定し、施行したという経過がある。また、同センターの設立に際し、亀岡地区の住民の多数の意向により、財源援助を受けるに至った経過およびその趣旨を尊重し、同センター1階会議室を亀岡地区自治会連合会、亀岡財産区管理会および亀岡土地改良区の事務所として使用させることとし、現在に至るという理解をしている。行政財産の無償貸付について、地方自治法第96条第1項第6号に定める議会の議決が該当するのではないかという質問だと思う。この第6号においては、「条例で定める場合を除くほか（中略）適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」に対して議会の議決を要するという内容である。これについて、昭和50年7月に制定した亀岡市立老人福祉センター条例第6条において、センターの使用は原則無料とするという規定があるため、議会の議決を得る必要がなかったものと考ええる。

<酒井委員>

簡単に説明を訂正されては困る。無償で使わせることを条件に寄附をいただいたと説明されたが、それは問題ではないかと言われたら、そうではなく後から無償で使わせることにしたということでは全く納得がいかない。そもそも、そのように使わせるという負担付きの寄附を受け入れる際に議会の議決が必要だったと思うがどうか。

<健康福祉部長>

負担付き寄附については、当該寄附を受ける際に反対給付的意味において地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付せられ、その条件に基づく義務を履行しない場合当該寄附が解除されるようなものをいうとされている。行政実例においても、寄附に付された条件に基づいて地方公共団体が法的義務を負い、その義務不履行の場合には当該寄附が解除されるなどその寄附の効果に影響を与えるものが負担付き寄附であるとされている。また、用途を指定した指定寄附については負担付き寄附に該当しないとされている。このことから、当該寄附については負担付き寄附ではないということから議決を得る必要がなかったと考えている。

<酒井委員>

無償で使わせるという条件を守らなくても寄附は解除されないので議決は必要なかったということか。

<健康福祉部長>

当該寄附が負担付き寄附ではないという判断をしたということである。

<酒井委員>

老人福祉センターの利用が無料なので自治会として使うのも無料でも構わないというような説明をされたと思う。しかし、そのような考え方で条例は書かれていないと思うがどうか。

<健康福祉部長>

条例で無償としているため、議決事項にはならないと判断されたものと考えている。

<酒井委員>

老人福祉センターとして使われていない部分を無償で貸し付けているのはどういうことなのか。亀岡市立老人福祉センター条例の中でどう説明するのか。

<健康福祉部長>

老人福祉センターは昭和49年度に施工、昭和50年5月に竣工しており、同年7月から亀岡市立老人福祉センター条例に基づいて管理をしてきたものである。亀岡

地区自治会館条例は平成１７年９月に施行したものであるもので、それまでは老人福祉センターとして使用していたものとする。

<酒井委員>

亀岡地区自治会館条例が平成１７年に施行する以前は亀岡市立老人福祉センター条例に基づいて無償で使わせており、その後は亀岡地区自治会館条例に基づいているということか。しかし、平成１７年以前は老人福祉センターとして使われていないのではないかな。

<健康福祉部長>

老人福祉センターの建設に際し、亀岡地区の住民の多数の意向により財政援助を受けるに至った経過及びその趣旨を尊重してのことだと理解している。

<酒井委員>

財政援助を受け、要望され、書類を出さずに使わせていたということか。

<健康福祉部長>

結果的にはそうだと考える。

<酒井委員>

それは問題であったと考えるのか。

<健康福祉部長>

問題はなかったと考えている。

<酒井委員>

使用許可等の申請は他の施設でも書類に基づいてしなくてもよいということか。

<健康福祉部長>

本来であれば書類だと考えるが、先ほども申したように経過をたどってきたということである。

<酒井委員>

これからも書類なしで使っていただく考えなのか。

<健康福祉部長>

長い経過があるが、本来あるべき姿があるはずであり、そのように努めていかなければならないと思っている。

<齊藤委員>

普通はいくら要するという算出根拠を出し、何十年で終わるというような話をしているのか。

<健康福祉部長>

長い経過があるのでそのことも勘案しながら前を向いて進みたい。

<酒井委員>

事情としてはわかるが、これが通るのであれば、建物を建てて寄附をすれば毎年管理料をもらってやっていけるわけなので、そのあたりの整理がつくようにしなければならないと思う。そろそろ整理が必要ではないか。管理委託は地方自治法改正により指定管理にしなければならなくなった。亀岡市立老人福祉センター条例でも平成１７年にこの条項だけ付け加え、そのタイミングで自治会館条例がつくられたが、委託料を払っているということは委託をしているということである。これは地方自治法に違反している状況であるという認識でよいかな。

<健康福祉部長>

平成１５年の地方自治法改正により、平成１８年９月１日以降、公の施設の管理は直営または指定管理者のいずれかを選択するということになった。老人福祉センターの管理については、現在のところ直営という形で実施しており、業務の一部を亀

岡地区自治会連合会に委託するものである。平成15年の地方自治法改正によって行うことができなくなった管理委託は、公の施設を一括して委託するものであり、個別の業務を委託することまでは禁ずるものではないと理解しているため、現在の老人福祉センターの管理方法は地方自治法上の問題がないものとする。

<酒井委員>

業務の一部を委託して200万円ということだが、内容はどのようなものか。

<高齢福祉課長>

①施設の開閉、防犯管理。②照明、空調設備等電気設備の管理。③給排水設備の管理。④防火管理、火器設備の管理と点検、施設内の整理。⑤施設の付属備品類の管理。⑥館内外の清掃、除草等。⑦駐車場管理、利用者の路上駐車等の整理指導。また、その他としてごみの排出等をお願いしている。

<酒井委員>

それに含まれない施設の管理は。

<高齢福祉課長>

消防法による点検や防犯の関係、施設内の大きな修繕・管理も含めて亀岡市が行っている。

<酒井委員>

前回、今後は指定管理も考えていかなければならないという答弁があったと思うが、このように議会で議論になったということをもって話をするができるのではないかと考えるがどうか。

<健康福祉部長>

どちらの条例も指定管理ができるように改正しているので、前向きに取り組むべきと考える。

<酒井委員>

老人福祉センターの運営はどこがしているのか。

<健康福祉部長>

亀岡市である。

<酒井委員>

老人福祉センターでの催し等を主催しているのか。

<健康福祉部長>

施設を一部利用して介護予防事業等を実施しているが、その他の事業についてはそれぞれの団体で主催いただいている。

<酒井委員>

老人福祉センターとしてお世話をしていないということである。使用される団体からの使用申請は受け付けているのか。

<健康福祉部長>

使用申請については、管理の一部を委託している亀岡地区自治会連合会に申請し、使用していただいている。

<酒井委員>

ますます管理委託であると思われる。一部を委託しているので管理委託ではないという説明には納得しかねる。早急に直営か指定管理にされたい。はっきりとした意思表示を願いたい。

<健康福祉部長>

指定管理にするために条例も改正しているので、その趣旨に沿って努めていく。

<酒井委員>

本来であれば必要となる目的外使用や使用申請の書面での提出についても、今後、努めていくということか。

<健康福祉部長>

その通りである。

[理事者退室]

～ 13 : 30

[自由討議]

<酒井委員>

答弁を聞いている限りでは、行政としてもしたいが、そうするとはなかなか言えないのではないかと。どう考えても負担付き寄附を受けて使用させ、毎年200万円支払っている。適切な状態になるように整理していただきたいという意見が委員会として出せばよいと思う。

<馬場委員>

長期独占使用を何の根拠もなく行っていたという問題がある。また、光熱水費についてもどのような使い方なのか、直営であれば全て説明がつかなければならない。条例どおりにできるように至急に整理すべきだと感じた。

<酒井委員>

書面を出さなくてよいことになっているが、他の施設では出してもらっていると思われるので、出すようにしていただきたい。また、他の自治体では、透明性の確保のために行政財産を目的外使用されている状況等を一覧にして公表している。そのようなこともするとよいのではないかと。今回の件は経緯があり特殊だと思うが、他にもそのようなことがないかということで全体会に上げた方がよいと思う。

<齊藤委員>

整理することを強く要望していかなければ、他の自治会から見てもおかしいということになる。そろそろ見切りを付けばよいと考える。

<酒井委員>

亀岡地区自治会館条例では「魅力と活力ある地域社会を形成するために自治会館を設置する。」と書かれているが、亀岡市が自治会館を設置してどうするのか。こうしたこともあわせて整理することを委員会として要望する方法として、指摘要望事項の他にどのような方法があるのか、事務局から説明願いたい。

<議事調査係長>

亀岡市議会では、従来から委員会での意見を指摘要望事項という形で委員長報告の中に添えている。それ以外に、決議案を具体的に示して議決するという方法がある。こちらが実質的な附帯決議の方法であり、これまでも亀岡市議会で運用されてきた経過がある。

<酒井委員>

分科会としては指摘要望事項としておき、全体会で話がまとまれば議決の中にも含める本来の形での附帯決議が可能になるということか。

<議事調査係長>

そうである。

<小川委員長>

取り扱いをどうするか。

<齊藤委員>

今後、理事者が使用者と交渉をするにあたり、議会全体がこうだということであれば理事者側も説明がしやすい。理事者も板挟みになっているのが事実であり、その後押しをするには附帯決議の方がよいのではと考える。

<馬場委員>

決算認定に賛成の立場でしかできないのか。

<酒井委員>

反対した委員も意見を言うことができる。

<小川委員長>

事務局から詳しい説明を願いたい。

<議事調査係長>

附帯決議については、討論中に案を示してしていただく形になる。ただし、この運用は難しく、討論までに具体的な文章で案を示していただき、合意を得てから採決をするという形になる。決算認定に賛成の立場はそれを踏まえて賛成ということになるため、このような手続きになるのではと考える。

<酒井委員>

それでは、一旦休憩して文章を作成することになる。

<小島委員>

決算特別委員会の全体の委員長報告の中で強く指摘するという方法もあるのか。

<議事調査係長>

委員長報告の中に強く要望するという文言を入れ対応することになる。

<小川委員長>

まずは私が分科会の委員長として委員長報告で強く要望するという文言を入れ、全体会で重点的に取り上げて再度委員長報告に入れることになるのか。

<議事調査係長>

流れとしては、各分科会で指摘要望事項を整理していただき、決算特別委員会の全体会で、各分科会委員長から委員長報告を読み上げていただく。その後、その分科会以外の委員からの質疑等があり、全体会で情報を共有する。その際に、各分科会から出ている指摘要望事項を資料として全委員に配付し、これを全体会の委員長報告としてよいか諮り認められれば、定例会最終日に読み上げていただくという流れである。

<酒井委員>

執行部がやりやすくするためには、委員長報告の中に入れるのではなく、附帯決議として議決することが大事だと思う。

<議事調査係長>

附帯決議であれば分科会で討論までに案を固めていただくことになる。そのためには休憩が必要と思われるが、附帯決議とするのか指摘要望事項とするのかにより対応が変わるので概ね合意をいただきたい。

<小川委員長>

附帯決議とすべきと考える委員は挙手を。

挙手 多数（反対：小島、馬場）

<小川委員長>

附帯決議として取り扱う。暫時休憩する。

<休憩 13:51～14:40>

<小川委員長>

今後の流れについて事務局から説明を。

<議事調査係長>

分科会と全体会の関係性から、分科会では指摘要望事項とし、全体会でその指摘要望事項を決算特別委員会としての指摘要望事項とすることを諮っていただく形になる。先ほど申し上げた内容を訂正させていただきたい。これに従い、指摘要望事項として文言を確認させていただきたい。この後については、討論・採決の前に分科会の審査全体としての委員間討議を諮っていただき、討論・採決、指摘要望事項の確認という流れになる。

<小川委員長>

事務局から説明のあったとおり進行する。委員間討議を実施するかお諮りする。

<馬場委員>

委員間討議を行えばよいと思うが、老人福祉施設経費について、訂正される前に言われていた附帯決議でよいのではないか。

<酒井委員>

説明いただいた内容は、分科会としては指摘要望事項としてまとめ、全体会で指摘要望事項とするか、附帯決議とするかを諮るということである。

<小川委員長>

この流れで取り扱うので了承願う。委員間討議についての意見はあるか。

<酒井委員>

市民団体に対して、補助金として出すのではなく、委託料や報奨金などさまざまな形で出されている。補助金が必要なのであれば補助金という形で出せるように考えていかなければならないと思うが、これは環境厚生分科会だけの話ではなく、全体で話し合う機会もないので困っている。

<小川委員長>

他に意見はあるか。

<小島委員>

今後の話ではなく、今回の認定に関する委員間討議をすべきではないか。

<酒井委員>

認定に反対するわけではないが、さまざまな課題がある中で、これを全体会として考えたいという意味である。事務事業評価の項目に挙げた集団回収報奨金についてもその事業だけでは言い切れない。報奨金をやめても回収は続けられると思うが、地域で活動されている団体への補助をどうするかという議論になったと思う。それはここだけではできない話なので、全体会で議論する場があればよいと思う。もう1点、何度言っても直らないのが不法投棄パトロールである。それもある意味補助金だと思う。説明に納得がいかないところがある。整理に時間がかかるのも全体のNPOとの関わりということであり、ここだけで完結できない論点がいくつかあった。全体会で議論する場が持てればと思っている。

<馬場委員>

定額で支払っている分と時間単価で支払っている分について、しっかりとした考え方がなければ説明がつかない。わかりやすい説明が必要である。

<小島委員>

認定に関する疑義がないのであれば討論・採決に移ってはどうか。

<小川委員長>

討論・採決に移ることとしてよいか。

<了>

～ 14 : 52

4 討論～分科会採決

[討論なし]

<小川委員長>

ただいまから、順次採決を行う。

[採決]

第 6 号議案（一般会計）	挙手	全員	認定
第 7 号議案（国保）	挙手	全員	認定
第 9 号議案（休日診療）	挙手	全員	認定
第 11 号議案（介護保険）	挙手	全員	認定
第 12 号議案（後期高齢）	挙手	全員	認定
第 17 号議案（病院）	挙手	全員	認定

[指摘要望事項]

（資料配付）

<小川委員長>

分科会委員長報告の作成にあたり、特に意見等があれば伺う。なお、委員長報告は、本分科会の審査経過を全体会に報告するものであり、指摘要望事項に関しては、決算全体会においてその取り扱いを協議されることとなる。それを踏まえた上で、当分科会として特に全体会に報告すべき事項があれば意見を。なお、事務事業評価の結果については、委員長方向とは別に、評価結果一覧としてまとめ、全体会に提出する。

<馬場委員>

国民健康保険事業特別会計決算認定について、非正規雇用労働者や所得の低い労働者を中心に構成されている点を勘案して、その制度を維持できるように、国・府に引き続き要望されたい、という内容を入れていただきたい。

<小川委員長>

取り扱いをどうするか。

<酒井委員>

社会保障制度であれば国・府ではなく国ではないのか。また、統合されるが要望とはどういう意味か。

<馬場委員>

以前は京都府から 7 億円ほどお金が出ていたが現在はほとんど出ていない。また、これからは都道府県が運営主体になるということも想定しているので、引き続き国と府が財政的な面倒をきちんと見ていただきたいという意味である。府下の国保水準で言うと、亀岡市は上から 7 番目くらいの高い国保料になっている。1 番低いの

は伊根町で、亀岡市とは8万円ほどの差がある。

<齊藤委員>

亀岡市も伊根町も給付される額は同じなのか。

<馬場委員>

そうである。所得割、資産割が各自治体によって違うのはご承知だと思う。全て平均して1人当たりの額を比べると伊根町が1番安く、亀岡市が7番目ぐらいに位置している。行政報告の資料を見るとよくわかると思う。

<酒井委員>

国費を投入して基盤を安定化させ、今までよりも払える保険料になっていくということだが、さらに要望していただきたいということか。

<馬場委員>

亀岡市は過去7年くらいの間に一般会計から5000万円の繰り入れを3回行った。他の自治体では毎年行っているところもあり、全く行っていないところもあるが、そういった所も含めて自治体任せにするのではなく、きちんとされたいという趣旨の文言が入ればと思う。

<酒井委員>

気持ちは分かるが、一般会計から繰り入れをして安くなるということではなくなっていくと説明された。それを踏まえた指摘要望事項にできないのであれば、別の機会にした方がよいのではないか。

<小川委員長>

委員会としては取り扱わないこととしてよいか。

<了>

<小川委員長>

先ほど指摘要望事項とすることとした老人福祉センターの管理等について、文言を整理したので意見をいただきたい。

<馬場委員長>

「適正性」を「適格性」としてはどうか。

<酒井委員>

「適正」は、定められたルールにのっとって正しい方法で行われたいという意味だがどうか。

<小島委員>

「適正に行うこと」とすればどうか。

<馬場委員>

「適正に行うこと」とすると適正に行われていないということになる。そのままでよいのではないか。

<小川委員長>

決算全体会の環境厚生分科会委員長報告、事務事業評価結果のまとめは、これまでの審査内容を踏まえて調整するので正副委員長に一任願う。次回は9月26日の午前10時から開催し、委員長報告の確認を行う。

～15:12